

消費者スマイル基金 第18回助成事業

非営利法人（適格消費者団体及び適格消費者団体を目指す団体を含む）の行う消費者被害に係る消費生活相談、消費者被害に係る消費者への情報提供又は事業者に対する消費者契約に係る不当行為是正等の申入れ業務に対する助成（実施要領）

助成の対象：

非営利法人（適格消費者団体及び適格消費者団体を目指す団体を含む）が行う次のいずれかの業務

(1) 消費者被害に係る消費生活相談

※相談対応者は、弁護士、司法書士、消費生活コンサルタント、消費生活アドバイザー、消費生活専門相談員若しくは消費生活相談員のいずれかの資格を有する者に限ります。

(2) 消費者被害に係る消費者への情報提供

（例 インターネット通販における詐欺的定期購入事案に係る注意喚起）

(3) 事業者に対する消費者契約に係る不当行為是正等の申入れ業務

※上記(1)、(2)及び(3)の重複申請は不可です。なお、複数の業務を行った旨の申請であっても1件の申請として取り扱います。

対象期間（上記業務を実施した期間）：

2025年12月1日（月）～2026年5月31日（日）

助成金額：

第18回助成事業全体（特定適格消費者団体、適格消費者団体及びその他の非営利法人を対象とした都合3つの助成事業）で総額500万円を上限とし、応募団体の数等を勘案して決定します。

申請方法：

○申請書

○添付資料

1.活動実績を証する書類

(1) 消費者被害に係る消費生活相談の場合

①消費生活相談の結果の概要をまとめた資料

②消費生活相談業務の概要（実施日、方法及び実施者等）の資料

- ③相談対応者が下記のいずれかの資格を有していることを証する書面（いずれかの資格の証明書）
- ・弁護士、司法書士、消費生活コンサルタント、消費生活アドバイザー、消費生活専門相談員若しくは消費生活相談員
- (2) 消費者被害に係る消費者への情報提供の場合
- ①情報提供の内容（ウェブサイト、記者プレスリリース、頒布した資料又は販売した書籍等の写し若しくは現物）
 - ②情報提供業務の概要（実施日、方法及び実施者等）の資料
- (3) 事業者に対する消費者契約に係る不当行為是正等の申入れ業務の場合
- 当該事案に係る団体からの申入れ（要請）書及び相手方からの回答書の各写し

2. 申請団体に係る書類

申請団体の主な活動実績、沿革、役員名簿及び前年度の決算書

○提出期限

2026年7月6日（月）（必着）とします。

審査について：

助成申請を受けて、当基金において審査を行い、助成の可否及び助成額を決定。

決定の発表は、2026年7月下旬（予定）とします。

助成決定後の契約について：

助成申請を受けて、助成を決定した場合は、添付内容にて助成契約書を取り交わしていただきます。助成金の目的外使用の禁止（第4条）、活動報告書（第5条）、報告の聴取（第6条）、助成決定の取消（第7条）、助成金の返還（第8条）、消費者スマイル基金からの助成を受けている旨の表示（第9条）等、助成契約書の内容をご確認の上、助成申請くださいますようお願いいたします。

活動後の報告について

別添の契約書第5条に従って、活動報告書を指定の時期までに提出くださいますようお願いいたします。